

令和5年9月13日 提出

請願・陳情文書表

陳情第50号・第51号

松江市ガス局事業民営化について、需要家様及び今までの携わった関係業者含めた協議を求める陳情

1 要

旨

令和 5 年 8 月 2 日の市長定例記者会見を拝見した。私ども都市ガス事業関係業者は、長年松江市ガス局と協力させていただき今まで以上にガス事業の継続及び拡大に精進していく思いでいた。

今回の記者会見にあたり、我々業者には相談及び説明がなく突然の決定に非常に驚いており、1 年余りという非常に短いスケジュールに会社を存続し対応できるのか困惑している。

我々業者の中には当然衰退、廃業する業者も出るかもしれない。私たちは私たちの家族も守っていかなければならない。また、松江市ガス局のお客様である需要家様は、我々にとっても大切なお客様であり、その方々の中には民営化の説明会のことを知らない方も多数おられた。

どうか私どもと話し合いの場を設けていただきたい。

数年前には松江市議会の場で民営化についての沢山の議論があり、私たち業界のものを置き去りで進んでいくことに大変不安を感じていたが、上定市長に替わったことでお客様目線に立ったサービスを目標にと、安心して事業に協力させていただいていた。

しかしながらまた数年前と同様に私たちには何も説明されておらず、さらには 1 年余りという非常に短いスケジュールで民営化へ進められるということを表明された。

工事業者では廃業や事業の縮小、プロパンガス事業者でも縮小や、さらには大手に他近隣事業者まで淘汰される懸念があり、上定市長の民営化表明以降、会社、従業員、その家族が大変不安な日々を過ごしている。

上定市長と私たちが早急に対話し、スケジュールありきではなく丁寧に、松江市にとってのガス事業のあり方を私たち関係者と議論されることを切に望む。



公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

1 要 旨

近年、全国各市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 20 か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択された。

各種メディアでもその実態が報告されているが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚愕している。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が少ない自治体でも 2 割、多い自治体では 8 割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態である。これも自治体が調査して初めて明らかにされたことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くない。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ、セクハラなどは絶対に放置してはならない。2020 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となった。また、地方議員によるハラスメントの防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の厳しい目が向けられている。

全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、松江市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にするよう求めるもの。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消するよう下記のとおり求めるもの。

記

- ① 庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、住民

の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること。

② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなど指導を徹底すること。

③ 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認すること。

2 提出者

吉岡 登

3 受理年月日

令和5年8月21日

4 付託先

総務委員会